

令 2 環境政策第 580 号  
令和 3 年(2021 年)2 月 5 日

各関係団体の長様

山口県環境生活部長

### 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

環境保全行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、この度、解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法等の一部が改正されました。

なお、改正の内容等については、下記のとおりですので、貴管下関係機関及び関係業者等に対して周知していただくよう御協力をお願いします。

#### 記

##### 1 改正の概要

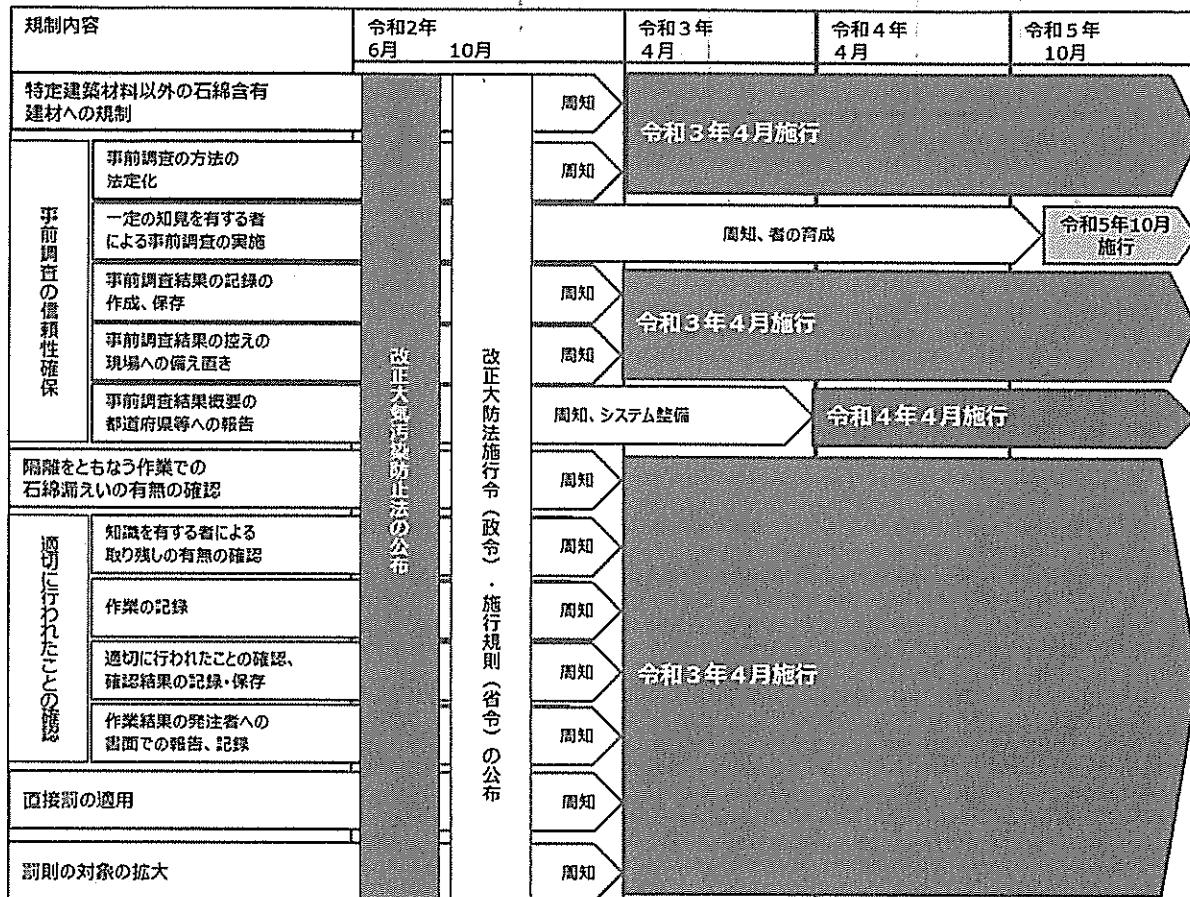
###### (1) 改正法

建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止の徹底を図るため、解体等工事に係る事前調査の方法を定め、当該調査に関する記録の作成・保存及び結果の都道府県知事への報告並びに特定粉じん排出等作業に関する記録の作成・保存及び作業結果の発注者への報告を義務付けるとともに、一定の特定建築材料について遵守すべき作業の方法を定めること等、規制が拡充されました。

###### (2) 改正政令

改正法の施行に伴い、特定建築材料のうち特定粉じんを多量に発生する等の原因となるものを定めるとともに、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者又は下請負人に係る報告及び検査について所要の事項を定める等のほか、特定建築材料の範囲が拡大されました。

## 2 改正事項と施行日



(参考)

- 新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から、環境省による事業者向け説明会が中止となりましたが、今後、環境省公式Youtubeでの説明が行われる予定です。
- 改正法の新旧対照表や概要資料、環境省の説明会の放映予定等については、以下のURLでの御確認をお願いします。

環境省 HP 「改正大防法について」 : [http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html))

環境政策課

大気・化学物質環境班

TEL 083-933-3034

FAX 083-933-3049